

2020年7月31日

お客様各位

東京海上アセットマネジメント株式会社

スチュワードシップ活動の取組状況と自己評価（報告）について

拝啓時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

弊社では日本版スチュワードシップ・コードの精神に賛同し、2014年5月に同コード原則1から7の受け入れを表明し、スチュワードシップ活動を実施してきております。同コードは、機関投資家が建設的な「目的を持った対話」などを通じて、投資先企業の価値向上や持続的成長を促すことにより、お客様の中長期的な投資リターンの拡大を図るために有用と考えられる諸原則を定めるものです。弊社の経営理念の一つは、資産運用を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することであり、適切なスチュワードシップ活動の継続によって投資先企業の価値向上や持続的成長を図っていくことが、お客様の中長期的なリターンの拡大につながるものと認識しております。

なお、この度、同コードの指針7-4を踏まえ、スチュワードシップ活動の取組状況と自己評価（報告）につきまして、弊社ホームページ（*）にて開示をいたしましたので、ご報告申し上げます。今回、原則3（投資先企業の状況把握）および原則4（目的を持った対話と問題改善）に関する活動報告は、2019年度（2019年4月から2020年3月末まで）の対話事例を対象としており、原則5（議決権行使に対する考え方）では、2019年7月から2020年6月末までの議決権行使結果に関して振り返りを実施しております。

今後とも責任ある機関投資家として、適切なスチュワードシップ活動を継続するとともに、さらなる取り組みの改善、向上に努めて参る所存ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

（*）ご参照：[「スチュワードシップ活動の取組状況と自己評価（報告）」リンク先](#)